

## 議案第 4 3 号

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

### 提案理由

乳幼児医療費助成事業、義務教育就学児医療費助成事業及び高校生等医療費助成事業について、利用することができる特定個人情報を改めることに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年あきる野市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 7 の項特定個人情報の欄中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同表の 9 の項特定個人情報の欄中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同表の 1 0 の項特定個人情報の欄中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。